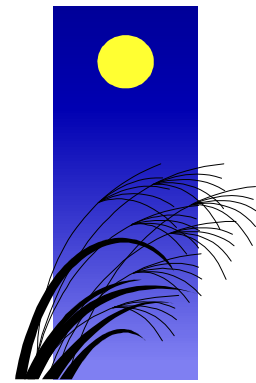


## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2006年9月号

## 「労働審判制度」の利用状況

### ◆「労働審判制度」の概要

解雇や労働条件の切り下げ、配置転換、出向などの労使間トラブルが「労働審判制度」の対象となります。労働審判官1名と、労働審判員2名（労働者側・使用者側から各1人ずつ）からなる「労働審判委員会」が事件を担当し、原則として3回の審理の後、調停による解決を試みます。

調停が不成立の場合は、労働審判によって解決が図られます。しかし、2週間以内に労働者か使用者のどちらか一方が異議を申し立てると労働審判は失効してしまい、裁判に移行することになります。その場合、裁判に必要となる申立て費用は半額で済むようになっています。

### ◆他の紛争解決制度と比較すると

まず、裁判と比較すると、短期解決が可能であるところが労働審判制度の大きな特徴だといえます。通常の裁判では、書面のやり取りで意見を主張していくのに対し、労働審判制度では審理になるとほとんど口頭で意見を述べることとなります。そのため、短期間で紛争を解決することができ、

労働者もスムーズに職場復帰できるケースがあります。

次に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（個別労働紛争解決促進法）に基づく「個別労働紛争解決制度」と比較すると、この制度の場合、企業への強制力がないため、企業側が労働者側からの申立てに応じない場合も多く見られます。

その点、労働審判制度は企業に対する強制力があり、裁判上の和解と同一の効力を持つとされています。

### ◆制度スタート後3カ月間の利用状況

2006年4月に労働審判制度がスタートしましたが、最高裁判所の発表によると、4月から6月までの申立て件数は全国で278件だったそうです。東京地裁では6月末までに85件の申立てを受け付け、そのうち15件が解決しているとのことでした。

申立てから解決までの平均日数は約49日で、一番早く解決したものは28日間、長くかかったものは75日間でした。解決した15件のうち、12件は調停による解決となっています。

# 雇用保険 65 歳以上でも新規加入を検討

## ◆雇用保険制度の見直し

厚生労働省は、現在は認めていない 65 歳以上の人の雇用保険への新規加入について、これを認めるよう制度の見直しに着手するようです。少子化の影響による若年層の労働力人口の減少が懸念される中、65 歳以上の就業者の増加につなげるのが狙いです。

## ◆現在の雇用保険の仕組みでは

雇用保険とは、会社に勤める労働者が給与の一定額を保険料として納めておくと、失業した際に就労時の給与の一定割合をいわゆる「失業手当」として一定期間受け取ることができる制度です。現在の雇用保険制度は、65 歳になる前から雇用保険に加入している人に限り、65 歳を超えた場合に継続加入を認めており、保険料も免除しています。しかし、65 歳以上の人の新規加入については、現制度では認められておらず、保険に新規加入できないところから、65 歳以上の高齢者の再就労意欲をそいでいるとの批判が出ていました。

今回の見直しで 65 歳以上の人も新規加入が認められると、失業時に失業手当が受け取れるようになるほか、雇用保険制度の職業訓練などを利用できるようになります。

## ◆今後の議論の焦点

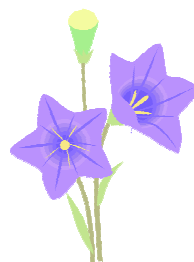
新規加入の条件は今後詰められていくよ

うですが、週 20 時間以上働くなど、今の雇用保険の加入条件を満たす 65 歳以上の人に門戸を開くのが基本方針のようです。

約 500 万人いる 65 歳以上の就業者のうち、200 万人程度が新規加入の要件を満たすとみられています。また、65 歳以上の新規加入者から保険料を徴収するかどうかも、議論の焦点となりそうです。

現在、保険料を免除されている 65 歳以前からの加入者と同様に 65 歳以上の新規加入者にも保険料免除を認めれば、雇用保険財政を圧迫することにつながります。しかし、新規加入者と 65 歳になる前からの加入者との間で待遇に大きな差が生じることは、不公平との批判がでるおそれもあり、慎重な議論が必要といえるでしょう。

少子高齢化で全体の就業者数が減少する中、65 歳以上の就業者は今後も増加すると思われます。しかし、現在 65 歳以上の就業者のうち雇用保険に加入している人は全体のうちわずかとみられ、この制度の見直しをきっかけに、高齢の就業者がより安心して働けるようになれば、全体の労働力の増加にもつながるのではないかと期待されます。



# 遺族年金の額

## 1、国民年金（自営業）の夫が亡くなったとき

18歳未満の子が1人いる妻	遺族基礎年金	1,020,000円
子が2人いる妻		1,247,900円
子が3人いる妻		1,323,800円
18歳未満の子がいない妻	死亡一時金 または寡婦年金（60歳から64歳の間）	

注意1 身障の子のときはその子が20歳になるまで遺族基礎年金がもらえます。

2 死亡一時金は夫の国民年金の加入期間が3年以上あるときに支給されます。

3 妻が60歳～64歳の間に支給される寡婦年金（夫の老齢基礎年金の4分の3）の支給条件

①死亡した夫が第1号被保険者として25年以上保険料を納付（免除含む）していること。

②死亡した夫が障害基礎年金をうけていないこと

③死亡した夫が老齢基礎年金（繰上げ支給を含む）をうけていないこと

④夫と10年以上結婚生活が続いていること

## 2、厚生年金の夫が亡くなったとき

18歳未満の子がいる妻	遺族厚生年金 遺族基礎年金（子の数により上記1の額）
18歳未満の子のいない40歳未満の妻	遺族厚生年金
18歳未満の子のいない40歳～64歳の妻	遺族厚生年金 中高年寡婦加算（594,200円）
65歳以上の妻	遺族厚生年金 経過的寡婦加算＋老齢基礎年金

### ◆遺族厚生年金の額 夫の厚生年金の報酬比例部分の4分の3

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{(平成15年3月以前)}} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{月数} \times \frac{3}{4} \times 1.031 \times 0.985$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{\text{平均標準報酬額}}{\text{(平成15年4月以降)}} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{月数} \times \frac{3}{4} \times 1.031 \times 0.985$$

加入月数が300月に満たないときは300月加入として計算（最低保障）

$$\text{遺族厚生年金} = (\textcircled{1} \text{の年金額} + \textcircled{2} \text{の年金額}) \times \frac{300}{\textcircled{1} \text{の月数} + \textcircled{2} \text{の月数}}$$

### ◆中高年寡婦加算（59万4200円）が支給される条件

①夫の在職中の死亡、

②夫の在職中に初診日があって初診日から5年以内の死亡のとき

③夫の厚生年金加入期間が20年（40歳以降15年）以上あるとき

④夫が障害年金受給者であったとき

（平成19年4月より、35歳未満で子のいない妻は5年限りの支給になります。）

中高年寡婦加算は妻が65歳になると経過的寡婦加算に替わる。

経過的寡婦加算＝594,200円－（昭和61年4月以降60歳まで全期間加入の国民年金額）

## 雇用保険の基本手当日額が 変更されました

# トピックス

### ◆ 8月1日から適用

厚生労働省の毎月勤労統計調査による平成 17 年度の平均給与額が、平成 16 年度の平均給与額より約 0.4%上昇したことから、基本手当日額の最低額および最高額が平成 18 年 8 月 1 日より変更されました。

基本手当日額の最高額および最低額は、離職の日における年齢に応じて以下の通りとなっています。

### ◆基本手当日額の最高額

#### ① 60 歳以上 65 歳未満

(現行) 6,781 円 → (変更後) 6,808 円

#### ② 45 歳以上 60 歳未満

(現行) 7,780 円 → (変更後) 7,810 円

#### ③ 30 歳以上 45 歳未満

(現行) 7,075 円 → (変更後) 7,100 円

#### ④ 30 歳未満

(現行) 6,370 円 → (変更後) 6,395 円

### ◆基本手当日額の最低額

(現行) 1,656 円 → (変更後) 1,664 円

<例 1> 賃金日額が 6,000 円である 60 歳未満の受給資格者に係る基本手当日額

(現行) 4,354 円 → (変更後) 4,359 円

<例 2> 賃金日額が 9,000 円である 60 歳未満の受給資格者に係る基本手当日額

(現行) 5,485 円 → (変更後) 5,497 円

### ◆「基本手当の日額」と「賃金日額」

求職者給付の 1 日当たりの支給額を、「基本手当の日額」といいます。

基本手当の日額については、離職前 6 カ月間の平均賃金額をもとに計算され、離職前 6 カ月間における 1 日当たりの平均賃金額を、「賃金日額」といいます。

基本手当の日額は、賃金日額×給付率(80%~50%)で計算されており、賃金水準が低いほど高い給付率となっています。

### ●アルバイトの平均時給、1,048 円に

総合人材サービスのインテリジェンスは 22 日、7 月のアルバイト 98 職種の平均賃金(時給)を集計した結果を発表した。関東、関西で発行する同社の求人情報誌、求人サイトに掲載された求人情報から算出したもので、関東は 1,048 円、関西は 984 円となっている。それぞれ前月から 7 円、8 円アップし、02 年の集計開始以降で最高の額となった。

### ●パート労働者への厚生年金適用拡大

政府試算発表 政府(8月20日)

政府は、パート労働者への厚生年金の適用拡大に関する厚生労働省の試算を発表した。これによると、サラリーマンの妻(41 歳)が月 8 万円の賃金で 20 年働いた場合、保険料負担が月額で約 5,700~7,300 円新たに加わるが、年金受給額は約 8,600 円増加する。自営業者の妻となると、自己負担している保険料(国民年金)が折半となるうえに受給額が増えることにもなる。

政府は早ければ 2009 年の実施を目指す。経済界からの反発は厳しい。なお、現在のパート労働者数は約 1,266 万人(2005 年)。

### ●新卒者の初任給、対前年上昇率ほぼ横ばい

日本経団連は 8 月 29 日、2006 年 3 月卒の新規学卒者決定初任給調査の結果を発表した。事務系の初任給水準は大卒で 20 万 3,960 円、高卒で 15 万 9,222 円。

対前年上昇率は大卒 0.36%、高卒 0.34%とほぼ横ばいになっている。初任給を据え置いた企業の割合は 68.9%で前年の 86%から減少。これに対し、初任給を引き上げた企業は 27.9%で、前年の 12.3%から増加している。